

茨木市立保育所民営化基本方針

(平成18年1月24日市長決定)

1 目的

近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中にあつて、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。

2 市立保育所の機能と役割

地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。

- ・ 幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。
- ・ 地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。
- ・ 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

3 民営化の考え方

- ・ 市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- ・ 私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービ

スの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。

4 民営化する保育所の考え方(施設配置)

現在、市内には市立保育所18箇所、私立保育園16箇所の計34箇所ある。

民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を5ブロック(東・西・南・北・中央)^{※1}に分け、1ブロックに最低1箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。

注1. P5.6資料参照

5 民営化する保育所の選定

- ① 民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。
- ② 所庭が児童遊園と併設していないこと。

6 民営化の方法

(1) 移管の条件

- ① 土地については、無償貸与とする。
- ② 建物及び備品等については、無償譲渡とする。

(2) 移管先法人の選定

- ① 保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等は無償譲渡することから社会福祉法人とする。
- ② 移管先については、公募を基本とする。
- ③ 移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。

